

(一般競争入札)

令和5年11月15日

令和5年度 四国森林管理局公共工事契約状況

支出負担行為担当官
四国森林管理局長

遠藤 順也

| 工事名 | | 施工場所 | | 工事種別 | 工事概要 | 入札方式 |
|------------------------|-------------|----------------------------------|---------------------------|------|------------|--------|
| 四国森林管理局朝倉公務員宿舎給水設備改修工事 | | 高知県高知市若草南町2-19 高知県高知市若草南町2-10 | | 建築工事 | 給水設備改修工事一式 | 一般競争入札 |
| 予定価格(税抜き) | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日 | 契約相手方の商号又は名称及び住所 | | | |
| 17,694,000円 | 16,278,480円 | 令和5年11月1日 | 株式会社 宮崎技建 高知県高知市本町3丁目6-23 | | | |
| 契約金額(税抜き) | 工事着手の時期 | 工事完成の時期 | | | | |
| 16,620,000円 | 令和5年11月 | 令和6年2月 | | | | |

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合

- 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり
- 落札理由:技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和5年9月15日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 遠藤 順也

1. 工事概要

- (1) 工事名 四国森林管理局朝倉公務員宿舎給水設備改修工事
- (2) 工事場所 朝倉公務員宿舎（北棟） 高知県高知市若草南町2-19
朝倉公務員宿舎（南棟） 高知県高知市若草南町2-10
- (3) 工事内容 本工事は、朝倉公務員宿舎給水設備改修を行うものである。
詳細は、工事仕様書、工種別数量内訳書、別冊設計図書のとおり
【建物概要】
共同住宅（朝倉公務員宿舎）
構造 RC造
規模 4階建2棟 建築面積 391.34 m² 延床面積 1565.36 m²
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
- (5) 本工事は、施工実績等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出を同時に行う試行工事である。
- (8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 5・6 年度の四国森林管理局における建設工事のうち「建築一式工事」に係る C 等級、D 等級又は「管工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。

また、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

① 同種工事とは、以下のアからオまでの要件を満たす工事で、新築、増築、改築及び改修工事の施工実績とする。

ア 用途：不問

イ 規模：延床面積 700 m²以上

ウ 構造：RC 造又はSRC 造

エ 給水設備又は排水設備工事を含むこと。

オ アからエまで同一工事であること。

② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要（用途・構造・階数・延べ面積等）を記載すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に専任で配置できること。

① 主任技術者又は監理技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号に該当するものであること。なお、建設業法に示す実務経験とは「建築工事業」とする。

② 1 人の者が(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は

これに準ずる者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。

また、配置予定技術者が、現場代理人、主任技術者、監理技術者として従事した森林管理局長等の発注工事で、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記 1. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。

高知県全域

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下に定める届出をしていない建設業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書、技術提案書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除き、

ア 申請書については、令和 5 年 9 月 19 日から令和 5 年 10 月 2 日までの 9:00～17:00 まで。

イ 技術提案書等については、令和 5 年 10 月 4 日から令和 5 年 10 月 11 日までの 9:00～17:00 まで。

② 提出場所及び方法

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、持参すること。

本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受領通知として取り扱う。

(3) 申請書及び技術提案書等は入札説明書により作成すること。

(4) (2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者が行った入札は無効とする。

4. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

② 上記 2. (5)の技術提案書等と資料で示された実績等について、入札説明書に定めるところにより最大 30 点の加算点を与える。

③ (2)①の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大 30 点与える。

④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

① 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

② 企業の施工実績に関する事項

③ 配置予定技術者の能力に関する事項

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点と加算点を加えた点数を入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）

を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局 経理課 専門官（契約適正化担当）
電話 088-821-2011
メールアドレス：shikoku_shinsei@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から③により入札説明書等必要な情報を交付する。

- ① 交付・閲覧期間
公告日より入札執行日の前日まで（「休日」を除く。）の 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 まで。
- ② 場 所
〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局 1階閲覧室 電話：経理課 088-821-2060
- ③ その他
配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を(1)の場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。

- ① 電子入札システムによる入札書の提出期間は、令和5年10月4日9時00分から令和5年10月11日17時00分まで。
- ② 開札は、令和5年10月23日10時00分 四国森林管理局6階会議室にて行う。
ただし、開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 高知支店）。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 四国森林管理局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。

(4) 入札の無効

入札説明書の「15. 入札の無効」によるものとする。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 技術提案等の内容のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(9) 施工体制確認のためのヒアリング

入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めるこ

とがある。

(10) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（令和5年7月 四国森林管理局）による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12) 本公告に係る工事請負契約における契約約款はこちらからダウンロードしてください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

【別紙】

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工事名 : 四国森林管理局 朝倉公務員宿舎給水設備改修工事
2 局 署 等 : 四国森林管理局
3 入札公告日 : 令和5年9月15日
4 競争参加資格確認結果通知日 : 令和5年10月17日

| 資格確認申請者 | 参加資格の有無 | 資格がないと認めた理由 |
|-----------|---------|-------------|
| (株)宮崎技建 | 有 | |
| (株)トラスト建設 | 有 | |
| 昭栄設備工業(株) | 有 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(備考)

- 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのか記載すること。

入札執行調書

| 調達案件番号(第003806001020230028号) | | 調達案件名称 | | | | 四国森林管理局朝倉公務員宿舎給水設備改修工事 | | | |
|------------------------------|-------|--------|--------------------------|-------|---------|------------------------|--------|----|----|
| 業者名称 | 総計 | 技術評価点 | | | 施工体制評価点 | 入札第1回 | | | 備考 |
| | | 標準点 | 技術提案加算点 換算加算点 (小計) | 技術提案等 | | 金額 | 評価値 | 順位 | |
| (株)宮崎技建 | 139.5 | 100 | 9.5 | 9.5 | 30 | 16,620,000 | 83.935 | 1 | 落札 |
| 昭栄設備工業(株) | 138.1 | 100 | 8.1 | 8.1 | 30 | 16,800,000 | 82.202 | 2 | |
| (株)トラスト建設 | 140.9 | 100 | 10.9 | 10.9 | 30 | 17,500,000 | 80.514 | 3 | |

(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日 令和05年10月23日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 濱田 幸治

立会・確認職員 鷹野 晶子 森浦 由照

別添3

令和5年度

工 事 名 四国森林管理局朝倉公務員宿舎給水設備改修工事

工 事 場 所 高知県高知市若草南町2-19
高知県高知市若草南町2-10

四 国 森 林 管 理 局

工事名：四国森林管理局朝倉公務員宿舎給水設備改修工事

| 費目 | 細別 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------|--------|-----|----|----|------------|----|
| 直接工事費 | 建築工事 | 1.0 | 式 | | 1,802,000 | |
| | 機械設備 | 1.0 | 式 | | 10,231,000 | |
| | 電気設備工事 | 1.0 | 式 | | 77,000 | |
| | | | | | | |
| 直接工事費計 | | | | | 12,110,000 | |
| 共通仮設費 | | 1.0 | 式 | | 832,000 | |
| 現場管理費 | | 1.0 | 式 | | 2,510,000 | |
| 一般管理費 | | 1.0 | 式 | | 2,242,000 | |
| 工事価格 | | | | | 17,694,000 | |
| 消費税 (10%) | | | | | 1,769,400 | |
| 工事費総計 | | | | | 19,463,400 | |

明細表

| 記号 | 名 称 | 形 状 ・ 寸 法 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----|----------|-----------|-----|-----|-----|-----------|--------|
| 1 | 直接仮設工事 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 養生 | | 1.0 | 式 | | 30,852 | 明細表1-1 |
| | 整理清掃後片付け | | 1.0 | 式 | | 114,756 | 明細表1-2 |
| | 外部足場 | | 1.0 | 式 | | 767,565 | 明細表1-3 |
| | 災害防止 | | 1.0 | 式 | | 226,092 | 明細表1-4 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | 1,139,265 | |
| | | | | | | | |

| 記号 | 名 称 | 形 状 ・ 寸 法 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|-----------|-----------------------------------|------|-----|--------|---------|--------|
| 2 | ポンプ室解体 | | | | | | |
| 2.1 | 撤去 | | | | | | |
| | (ポンプ室撤去) | CB造 10.24㎡ | | | | | |
| | 外部足場 | 単管足場・防音シート養生共 | 1.0 | 式 | | 33,093 | 明細表2-1 |
| | コンクリート撤去 | 基礎 | 3.9 | m3 | 17,250 | 67,275 | |
| | 〃 | 上部 | 2.6 | m3 | 12,600 | 32,760 | |
| | CB撤去 | t=150 | 17.9 | ㎡ | 3,800 | 68,020 | |
| | 鋼製戸撤去 | 両開き W1600xH1600 枠共 | 1.0 | か所 | 5,490 | 5,490 | |
| | 水槽鉄骨架台撤去 | 2400x2400xH1300 アングル L-75x75架台 | 2.0 | か所 | 20,000 | 40,000 | |
| | 既存水槽底コア抜き | コンクリート t=200 φ150 | 9.0 | か所 | 14,900 | 134,100 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 小 計 | | | | | 380,738 | |
| | | | | | | | |

直接仮設工事明細表

| 記号 | 名 称 | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|----------|-------------|-------|-----------------|-------|---------|-----|
| 1-1 | 養生 | | 1.0 | 式 | | | |
| | 養生 | 外壁改修 | 87.4 | m ² | 353 | 30,852 | |
| | 計 | | | | | 30,852 | |
| 1-2 | 整理清掃後片付け | | 1.0 | 式 | | | |
| | 整理清掃後片付け | 外壁改修 | 87.4 | m ² | 1,313 | 114,756 | |
| | 計 | | | | | 114,756 | |
| 1-3 | 外部足場 | | 1.0 | 式 | | | |
| | 外部足場 | 枠組本足場 W=900 | 461.0 | 掛m ² | 1,665 | 767,565 | |
| | 計 | | | | | 767,565 | |
| 1-4 | 災害防止 | | 1.0 | 式 | | | |
| | 災害防止 | メッシュシート張 | 461.0 | 掛m ² | 420 | 193,620 | |
| | 〃 | 安全手摺 | 26.4 | m | 1,230 | 32,472 | |
| | 計 | | | | | 226,092 | |

| 記号 | 名 称 | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|------------|---------|------|-----|---------|---------|-----|
| 2-1 | 外部足場 | ポンプ室解体 | 1.0 | 式 | | | |
| | 外部足場 | 単管足場 | 21.7 | 掛㎡ | 945 | 20,507 | |
| | 防音シート | | 21.7 | ㎡ | 580 | 12,586 | |
| | 計 | | | | | 33,093 | |
| | | | | | | | |
| 3-1 | 発生材運搬 | | 1.0 | 式 | | | |
| | コンクリートガラ | | 6.5 | m3 | 7,200 | 46,800 | |
| | その他がれき | モルタル、CB | 5.0 | m3 | 7,200 | 36,000 | |
| | 有価物 鉄くず | 架台 | 0.81 | t | 18,000 | 14,580 | |
| | 計 | | | | | 97,380 | |
| | | | | | | | |
| 3-2 | 発生材処分 | | 1.0 | 式 | | | |
| | コンクリートガラ | | 6.5 | m3 | 3,600 | 23,400 | |
| | その他がれき | モルタル、CB | 5.0 | m3 | 3,600 | 18,000 | |
| | 有価物 鉄くず | 架台 | 0.81 | t | -33,000 | -26,730 | |
| | 計 | | | | | 14,670 | |
| | | | | | | | |

| 記号 | 項目 | 内容 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|------------------------|---------------------|-----|----|--------|-----------|----|
| 2 | 新設工事 | | | | | | |
| | 配管用ステンレス鋼管 SUS | 屋内 13A | 4 | m | 2,310 | 9,240 | |
| | 配管用ステンレス鋼管 SUS | 屋内 20A | 323 | m | 3,280 | 1,059,440 | |
| | 保温 ポリスチレンフォーム | 屋外ガルパニウム 15A | 278 | m | 5,270 | 1,465,060 | |
| | 保温(給水仕様)グラスウール | 屋内露出 (合成樹脂カバー) 15A | 41 | m | 2,300 | 94,300 | |
| | 保温(給水仕様)グラスウール | 天井・PS 15A | 8 | m | 1,290 | 10,320 | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | 軟質1種 13A 金属製継手接合 地中 | 58 | m | 960 | 55,680 | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | 軟質1種 20A 金属製継手接合 地中 | 114 | m | 1,150 | 131,100 | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | 軟質1種 40A 金属製継手接合 地中 | 45 | m | 2,040 | 91,800 | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | 軟質1種 50A 金属製継手接合 地中 | 12 | m | 2,690 | 32,280 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管直管(プレソケット) | 屋外埋設 75A EF接合 | 59 | m | 7,420 | 437,780 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管直管(プレソケット) | 屋外埋設 100A EF接合 | 15 | m | 9,580 | 143,700 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管継手 | EFソケット 75A | 4 | 個 | 6,950 | 27,800 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管継手 | EF両受90° ベント | 1 | 個 | 21,400 | 21,400 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管継手 | EFソケット 100A | 2 | 個 | 10,200 | 20,400 | |
| | 水道配水用ポリエチレン管継手 | EFチーズ 100×100 | 1 | 個 | 28,300 | 28,300 | |
| | 幼型片落ち管 | 75(PE)×50(P) | 2 | 個 | 25,171 | 50,342 | |
| | 幼形片落ち管 | 100×75(PE) | 2 | 個 | 33,501 | 67,002 | |
| | 不断水分岐栓 内衽式 | VP用 75×40A | 4 | 個 | 50,100 | 200,400 | |
| | 青銅・黄銅ボールバルブ | 管端コア付 20A | 32 | 個 | 7,560 | 241,920 | |
| | 量水器 (取付費) | 13A | 2 | 個 | 5,350 | 10,700 | |
| | 量水器 (取付費) | 20A | 32 | 個 | 5,830 | 186,560 | |

| 記号 | 項目 | 内容 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|----------------------------------|--|-----|----------------|--------|-----------|----|
| | 伸縮止水栓（メーター用） | 13A | 2 | 個 | 5,670 | 11,340 | |
| | アングル伸縮止水栓 副弁付 | 高知市型 20A（メーター用） | 32 | 個 | 12,900 | 412,800 | |
| | S型逆止弁 | 高知市型 13A | 2 | 個 | 4,280 | 8,560 | |
| | S型逆止弁 | 高知市型 20A | 32 | 個 | 5,420 | 173,440 | |
| | 量水器ボックス | 13～20A | 34 | 個 | 17,200 | 584,800 | |
| | キー式ホーム水栓 | 13-F7（T200CSNR13） | 4 | 個 | 3,540 | 14,160 | |
| | 配管切断接続（保温なし） | 樹脂管類 20A（分岐・合流） | 32 | 箇所 | 2,470 | 79,040 | |
| | 機械掘削 | バックホウ 0.13m ³ | 74 | m ³ | 2,810 | 207,940 | |
| | 砂埋め戻し | （排水管以外用） | 30 | m ³ | 8,070 | 242,100 | |
| | 埋め戻し（機械） | バックホウ-0.13m ³ | 44 | m ³ | 3,970 | 174,680 | |
| | 建設発生土運搬（ダンプ 2t積） | 9.0km以下 バックホウ-0.1m ³ 積込共 | 30 | m ³ | 4,990 | 149,700 | |
| | バックホウ運搬 | 30km未満 1往復 | 1 | 往復 | 68,000 | 68,000 | |
| | アスファルトカッター切り | | 284 | m | 350 | 99,400 | |
| | アスファルト舗装復旧（100m ² 以上） | アスファルトA-5-10再生密再生クラッシャーラン | 124 | m ² | 4,400 | 545,600 | |
| | 取壊発生材運搬（ダンプ 2t積） | 9.0km以下 バックホウ-0.1m ³ 積込（コンクリート・アス | 6 | m ³ | 7,090 | 42,540 | |
| | 埋設表示ピン | 鋲タイプ | 108 | 本 | 1,090 | 117,720 | |
| | 埋設表示シート | アルミW | 303 | m | 840 | 254,520 | |
| | 機械はつり（ダイヤモンドカッター） | 50mm厚300程度 | 56 | 箇所 | 15,680 | 878,080 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | 8,449,944 | |
| | | | | | | | |

| 記号 | 項目 | 内容 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|-------------------|----------------------|----|----|--------|--------|----|
| 3 | 撤去工事 | | | | | | |
| | 揚水ポンプ撤去 | 3.7kW | 3 | 台 | 14,985 | 44,955 | |
| | 高置水槽撤去 | FRP 5m ³ | 2 | 基 | 28,305 | 56,610 | |
| | 鋼管撤去 | 15A | 3 | m | 660 | 1,980 | |
| | 鋼管撤去 | 32A | 7 | m | 1,120 | 7,840 | |
| | 鋼管撤去 | 50A | 30 | m | 1,540 | 46,200 | |
| | 鋼管撤去 | 80A | 9 | m | 2,270 | 20,430 | |
| | ビニール管撤去 | φ15 | 14 | m | 340 | 4,760 | |
| | ビニール管撤去 | φ25 | 16 | m | 550 | 8,800 | |
| | 保温撤去(給水仕様)グラスウール | 屋内露出 15A (再使用無し) | 3 | m | 470 | 1,410 | |
| | 保温撤去(給水仕様)グラスウール | 屋内露出 32A (再使用無し) | 7 | m | 520 | 3,640 | |
| | 保温撤去(給水仕様)グラスウール | 屋内露出 50A (再使用無し) | 16 | m | 630 | 10,080 | |
| | 保温撤去 (ポリスチレンフォーム) | 屋外ガルバニウム 50A (再使用無し) | 6 | m | 1,450 | 8,700 | |
| | 保温撤去 (ポリスチレンフォーム) | 屋外ガルバニウム 80A (再使用無し) | 9 | m | 1,740 | 15,660 | |
| | 弁類撤去 (バタフライ弁を除く) | 80A | 2 | 個 | 2,520 | 5,040 | |
| | 給水栓 撤去費 | 13A (再使用無し) | 5 | 箇所 | 520 | 2,600 | |
| | 量水器撤去 | 13A | 4 | 個 | 1,618 | 6,472 | |
| | 量水器撤去 | 25A | 32 | 個 | 2,499 | 79,968 | |
| | 量水器撤去 | 30A | 1 | 個 | 2,646 | 2,646 | |
| | 配管切断 (保温なし) | 鋼管類 50A | 2 | 箇所 | 3,460 | 6,920 | |
| | 配管切断 (保温なし) | 鋼管類 80A | 4 | 箇所 | 3,700 | 14,800 | |
| | 配管切断 (保温なし) | 樹脂管類 15A | 4 | 箇所 | 2,220 | 8,880 | |

| 記号 | 項目 | 内容 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|---------------|--------------------|------|----|-------|-------|----|
| 1 | 構内配電線路撤去工事 | | | | | | |
| | (引込撤去) | | | | | | |
| | 電線管 | E 25 露出 | 5.0 | m | 360 | 1,800 | |
| | ケーブル | CV 14sq-3C 管路 | 27.0 | m | 200 | 5,400 | |
| | (ポンプ室撤去) | | | | | | |
| | 電線管 | E 19 露出 | 5.0 | m | 270 | 1,350 | |
| | 電線管 | E 25 露出 | 3.0 | m | 360 | 1,080 | |
| | 電線管 | HIVE 22 露出 | 16.0 | m | 350 | 5,600 | |
| | 電線管 | HIVE 28 露出 | 2.0 | m | 410 | 820 | |
| | 電線 | IV 2.0x1 管路 | 78.0 | m | 60 | 4,680 | |
| | 電線 | IV 3.5x1 管路 | 12.0 | m | 60 | 720 | |
| | 電線 | IV 5.5x1 管路 | 2.0 | m | 70 | 140 | |
| | ケーブル | VVF 1.6/2C RCサドル止 | 1.0 | m | 110 | 110 | |
| | ケーブル | VVF 1.6/2C 管路 | 2.0 | m | 70 | 140 | |
| | ケーブル | VVF 2.0/2C RCサドル止 | 1.0 | m | 130 | 130 | |
| | ケーブル | CPEV 0.9-4C 管路 | 2.0 | m | 110 | 220 | |
| | プルボックス | 150X150X100 VE製 WP | 1.0 | 個 | 1,070 | 1,070 | |
| | 露出ボックス(ネジ無) | 角型 1個用(19) 1方出 | 1.0 | 個 | 540 | 540 | |
| | 丸型露出ボックス | | 1.0 | 個 | 540 | 540 | |
| | 埋込スイッチ | 片切x1 樹脂プレート | 1.0 | 個 | 430 | 430 | |
| | 埋込コンセント(125V) | 2P15A x3 樹脂プレート共 | 1.0 | 個 | 430 | 430 | |

